

子ども手当から児童手当に変わりました

平成24年4月から名称が「子ども手当」から「児童手当」に変わりました。この変更に伴う新たな申請は必要ありませんが、6月分以降の手当を受けるためには、「児童手当現況届」の提出が必要です。

■手当月額

3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降15,000円)
中学生	10,000円

※子どもの数は、18歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます。

※平成24年6月分以降は所得制限があります。

■支払日

平成24年 6月 8日(金)(子ども手当2、3月分／児童手当4、5月分)

平成24年10月10日(水)(児童手当 6月～9月分)

平成25年 2月 8日(金)(児童手当10月～1月分)

■現況届

平成24年6月分以降の手当を受けるためには、「児童手当現況届」の提出が必要です。

6月上旬に「児童手当現況届」を送付しますので、6月29日(金)までに提出してください。

■所得制限限度額(平成24年6月分の手当より)

児童を養育している方の所得が下記の額以上の場合、児童1人当たり5,000円を支給します。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

「収入額の目安」は給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。



総務課のお知らせ

平成25年度新規採用職員を募集します

■募集内容

▶職種及び採用予定人数

職種		人数
一般事務職	新規学卒者等	3名
	社会人経験者	2名

▶受験資格

一般事務職 (新規学卒者等)	①大学院卒(昭和60年4月2日以降に生まれた方) ②大学卒(昭和62年4月2日以降に生まれた方) ③短大卒(平成2年4月2日以降に生まれた方) ④高校卒(平成4年4月2日以降に生まれた方)
一般事務職 (社会人経験者)	昭和55年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方で、社会人経験が3年以上ある方

また、身体障害者手帳の交付を受けている方の場合、次の要件も満たす方

- (1)自力により通勤ができ、かつ介護者なしで職務遂行が可能な方
- (2)活字印刷文による筆記試験及び面接試験等に対応できる方

■試験内容

▶第1次試験(筆記試験)

※一般教養試験及び作文試験

日程／社会人経験者 9月16日(日)

新規学卒者等10月28日(日)

会場／松伏町役場等

▶第2次試験(人物試験)

日程・会場／第1次試験合格者に通知します。

■応募方法

受験案内(町ホームページ・総務課・中央公民館で6月1日(金)から配布)に記載の応募書類によりご応募ください。

なお、詳細は受験案内をご確認ください。